



飼い犬が隣人を咬んでしまったら

弁護士 鈴木 大輔

小野さん家族は、東京郊外に庭付き一戸建てを購入し、秋田犬（ゴンタ）を飼い始めました。ゴンタは人懐こい性格で、家族にとっても可愛がられています。

ある日曜日、小野さんはいつものように庭にゴンタを放して遊ばせていました。ところが、ゴンタは何を思ったか、いきなり塀を跳び越え、隣家の藤田さん宅の方に入ってしまったのです。すぐに藤田さん宅から悲鳴が聞こえました。小野さんが慌てて塀から隣家を覗いてみると、驚いたことに、ゴンタが唸り声をあげたまま藤田さんの手に咬みついているのが見えました。

小野さんは急いでリード綱を持って行き、ゴンタを藤田さんの手から離しました。藤田さんの手は血だらけです。藤田さんは、救急車で病院に運ばれ、その後数ヶ月間治療を受けましたが、右手の人差指の神経を損傷してしまっていたため、指先の感覚が無くなってしまうなどの後遺症を負ってしまいました。

◆—— 争点

その後、小野さんは藤田さんから損害賠償の裁判を起されました。小野さんは、犬が塀を跳び越えるなんて予想外だったし、低い塀は以前に藤田さんが設置した物なのだから藤田さんにも責任があるんじゃないかと思いました。また、たかが指一本の怪我なんてたいしたことはないという風にも考えていました。そのため裁判では、①藤田さん側にも過失があるか、賠償額から減額されるべきか（過失相殺）②後遺症の程度はどのぐらいの金額となるのか（逸失利益）、といった点が争点となったのです。

◆—— 結論

裁判では、藤田さん側には過失は全くなく、一方的に小野さんが悪いという結論になりました。

また、逸失利益の額は、藤田さんが労働能力を数%失ってしまったということで、約700万円と認定されました（その他、治療費や慰謝料等も含めて総額約1200万円）。

逸失利益は、一般的には、被害者の年収に労働能力喪失率と就労可能年数に応じた一定の係数を乗じて計算されますが、その結果、驚くほど高額になるものです。

小野さんとしても、指1本の怪我で1200万円とは！ととても信じられない思いでしたが、裁判の過程で、藤田さんが鉛筆を持てなくなったりパソコンも打てなくなったりして仕事に大きな支障が出ていること、今後もそれがずっと続くのだということが分かり、自身の責任を、その賠償額とともに、まざまざと実感することとなりました。

◆—— 対処法

このように、万が一飼い犬が他人に咬みついて後遺症を与えてしまった場合には、被害者の被る苦痛は勿論のこと、加害者側も莫大な損害賠償義務を負う羽目に陥りかねません。車の事故であれば保険で賄えることも多いでしょうが、犬による事故となると、そうもいかないでしょう。

自分の愛犬は人を咬んだりしないなどとは思わないで（大部分の人はそう思っているでしょうが）、何かの拍子には危険な動物に戻りかねないということを肝に銘じることです。ましてや秋田犬のような大型犬は一度攻撃的になれば危険極まりない動物ですから、その飼い主は、他人に害が及ばないよう万全の措置をとる全面的な責任を負うべきでしょう。

小野さんも、絶対に犬が跳び越えられないような高い塀を設置するべきでし、そもそも（庭だからといって安心しないで）放し飼いをするべきではなかったのです。

◆—— 最後に

なお、町中には、近所の犬好きの交流の場になっているような公園があるものです。そのような場所では、多くの飼い主が犬を放して遊ばせているのをよく見かけます。上の例などよりも、公共の場で犬を放す方が、はるかに事故が起きる可能性が高いことは言うまでもありません。

絶対止めるべきでしょう。

執筆者プロフィール

鈴木 大輔（すずき だいすけ）

弁護士（第二東京弁護士会）中央大学法学部卒業。

趣味は、スキー、登山、オートバイ。

所属 東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>